05 法務省（8次提案最終回答）

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0530010	「投資・経営」に係る在留資格の緩和	出入国管理及び難民認定法別表第1の2「投資・経営」の項	「投資・経営」の在留資格に係る活動内容は、外国人若しくは外国法人が本邦に投資して本邦で興した事業又は投資している本邦の事業の経営又は管理に従事する活動とされている。	C	I	「投資・経営」の在留資格については、外国人若しくは外国法人が本邦に投資して本邦で興した事業又は投資している本邦の事業の経営又は管理に従事する活動が認められるものである。 従って、外国企業による市場調査等については、「投資・経営」の在留資格に係る活動内容とは異なるものであり、当該在留資格の申請を行う場合とは区別されるべきものと考えられる。なお、市場調査等を継続的に行う場合については、「短期滞在」の在留資格において滞在することが可能である。	企業内転勤の特例と同様、一定の代替措置を設けることにより、事前の短期滞在による入国許可申請を経なくても「投資・経営」の在留資格で入国できるような形で規制緩和できないか、提案主体からの意見を踏まえ、再度検討されたい。	今回の内容は、現行法の「投資・経営」の在留資格を理解した上で、その適用範囲拡大を提案したものです。対日投資を検討する企業活動は、事前調査から事業経営開始、そしてその管理と一連の流れで投資を行うものであることから、事業経営開始を念頭において市場調査等の事前活動についても「投資・経営」の在留資格の適用をお願いしたものです。 このことにより「短期滞在」の90日から最大3年まで滞在が可能となり、出入国を繰り返すことなく、海外からの投資活動をより円滑に促進することができます。このことは「対日投資促進プログラム」である企業の事業環境整備及び雇用生活環境の整備に資するものであり、再検討をお願いするものです。	C	I	在留資格「投資・経営」は，外国人又は外国法人が，本邦で興した事業又は投資している本邦の事業の経営又は管理に従事することを活動内容としており，実際に事業の経営を行い又は管理に従事する活動を行う場合に付与される就労の在留資格である。 市場調査等については，本邦に職業活動の基盤を有して就労を行うものではなく，「投資・経営」における活動とすることはできない。	提案主体からの意見も踏まえ、投資経営活動に係る事前の市場調査について何らかの規制緩和ができないものか、回答されたい。併せて、意見中にある質問についても回答されたい。	本市の提案は、「投資・経営」の在留資格をその要件の緩和により拡大し、市場調査等の事前活動に「投資・経営」の在留資格を適用するものです。これは対日投資の円滑化、促進に必要な規制緩和と考えます。貴省は、従来の法解釈をもって特例を認めないとの回答にとどまっております。本市の提案は、本邦において実際の事業の経営を行う場合等について付与される資格であることを踏まえての提案であり、どのような理由で市場調査等の事前活動まで条件を緩和できないのか具体的にお示しください。 また、実際に規制緩和した場合、対日投資を考える外国人にとってメリットになり、対日投資の促進につながると考えますが貴省の見解も併せて伺います。	C	I	すでに回答しているように、「投資・経営」の在留資格については、外国人若しくは外国法人が本邦に投資して本邦で興した事業又は投資している本邦の事業の経営又は管理に従事する活動が認められるものであるから，当該投資が行われるか否か不明であれば，当該資格に該当することを証明することができないことは明らかである。 なお、市場調査等のみを目的として入国する場合には，現行においても「短期滞在」の在留資格をもって入国することができる。	1010010	本市では、内外からの企業誘致活動を本格的に開始しており、現行法では「短期滞在」となる市場調査等のための入国を「投資・経営」のための在留資格とすることにより、市場調査等のための滞在期間が緩和され、「投資・経営」の開始までに出入国を繰り返すことがなく、海外からの企業誘致活動の推進が図れる。	現行法では、国内に事業所や支社がなく、これから国内で投資・経営活動をするために市場調査等をしたうえで進出というような外国企業の場合は、投資・経営に係る在留資格（在留期間は3年又は1年）に該当せず、短期滞在（最高90日）となってしまうため、十分な調査ができないことが想定される。このため、国内に事業所や支社を持たない外国企業が、投資・経営活動を考える場合には、市場調査等十分な事前活動ができるよう、特例として投資・経営に係る在留資格として認めていただくことを提案します。	さいたま市	法務省
0530020	不動産登記等証明書の交付事務の拡大	不動産登記法第6条第1項，第11条，第119条第1項，不動産登記規則第197条第1項 商業登記法第1条の3，第4条，第7条，商業登記規則第29条，第30条第3項	全ての不動産登記等に関する事務は、登記官により行われており、オンラインによる登記の申請及び登記事項証明書等の交付も可能となっている。	C	I	不動産登記事項証明書等の作成権限は登記情報を管理している登記官にあり，その証明行為を町長が行うことはできない。また，登記情報提供サービスから取得した文書に町長が証明し，交付する際に「混乱を防止する書類」を添付したとしても町長の職印を押して証明を行うことに変わりはなく，その証明書が当該地域外で利用された場合に混乱を招くことは避けられない。したがって，不動産及び商業登記の統一的管理，運用及び登記事項証明の有効性の観点から，認めることはできない。 証明書発行請求機の導入については，相当数の利用が見込まれる必要があるが，その設置基準については，現在行っている試行の検証結果の分析を待つ必要があり，その導入に向けて検討を行っているということは前回の回答のとおりである。	右の提案主体からの意見とともに、下記項目について回答されたい。 ①本提案は、提案のあった地域に法務局が存在していた当時と比較して、サービスが著しく低下した故に出てきているものと考えるが、このような事実に対し、貴省はどういった見解をお持ちか教示されたい。 ②町長の証明による不動産登記事項証明書等の交付が認められないとすれば、市町村が法務局の行っている交付事務を代行するのは考えられないか検討されたい。 ③証明書発行請求機の導入については、第7次提案でも回答されており、導入に向けて検討を行っているとあるが、その進捗状況を教示されたい。 ④また、法務局が統廃合された地域への導入を検討されたい。併せて、市町村が経費の一部を負担する形での導入が実現できないものか検討されたい。	現行の郵便請求による方法は、手続の手間と郵送料の費用もかかるため不便である。またオンラインサービスによる方法についても、パソコンを所持しない、或いはインターネットに繋いでいないと利用できない。また、町が代理申請した場合でも、証明書の枚数により手数料が変わるため登記官の事務が完了するまでに時間がかかる等の問題がある。 従って、こうした不便が解決されない限り、全国的に利用されませんので、当地域が提案しているように請求者がその場で交付される方式に改正すべきであります。 そこで、役場窓口で即日交付する方法が認められないのであれば、 ①法務省として過疎地の住民のために、どのような方法があるとお考えかご教示されたい。 また、私どもとしましては法務局が統廃合される前のサービス水準に近づける方法として下記の方法を考えておりますが、それぞれにつきご回答願います。 ②法務局出先機関の統廃合が原因となっているのであれば、元に戻すべきであり、登記官をそれぞれに配置すべきと考えるが貴省の見解を伺いたい。 ③町が法務局から証明書交付事務を受託し、LGWAN回線を利用する等の方法で、役場窓口において即日交付できるようにすべきと考えるが貴省の見解を伺いたい。 別添［提案主体からの意見の詳細］参照のこと	F	I	別紙のとおり	貴省回答において、市町村等による不動産登記等証明書交付事務の事実行為に限った代行、及び自治体の職員が交付事務を取り扱うこと、自治体が経費の一部を負担するかたちでの証明書発行請求機の導入について、地方自治法や地方財政法等の制約があるが、まずは貴省において基本的なスキームをつくり、関係省庁と協議されたい。 併せて、右記提案主体の意見について回答されたい。	貴省の回答は現行制度の説明をしていますが、当方も提案に当っては現行制度を十分調査研究し、それでも地域住民や企業等の不便が解消されないことから、貴省に対し提案させていただいております。 不動産登記等証明書の入手について、現行制度では不便が解消されないことを再度ご理解いただき、次の点に回答いただきたい。 1．提案地域の実態を調査の上、再度、過疎地域に対する貴省の回答をいただきたい。 2．法務局出先機関の統廃合が原因であるならば、出来るだけ従来のサービス水準に近づける方法を現行制度ではなく、改めて回答いただきたい。 3．改めて、当方から提案したことに対し、回答をいただきたい。 ※別添［提案主体からの意見の詳細］参照のこと ※提案者に対する回答も合わせてお願いしたい。	F	I	証明書発行請求機による登記事項証明書等の交付事務に関して、本年6月までの試行の結果の分析を踏まえて，その取扱いを実施する具体的な基準（登記所適正配置を実施した地域におけるものを含む。）について，平成18年度中に検討し結論を得る。なお，自治体職員による登記事項証明書等の交付事務の取扱いについては，上記の証明書発行請求機による登記事項証明書等の交付事務の取扱いの一方策として検討を行う。	1041010	財団法人民事法務協会の「登記情報提供サービス」で得た登記情報に指定された市町村長の職印を押印し証明書として交付する。	当方6町の提案は、現行制度を十分研究・理解した上で、地域住民や企業等の不便を少しでも解消するために、3種類の証明書だけでも法務局と町が連携を図り速やかに交付できるよう改めて提案しています。前回の回答で①「地方自治体が何を証明することが疑問である」としているが、法務局と町が連携することで交付が出来ると考えており、そうしなければ改善は出来ません。②「証明書は全国的視野に立つとその信用性に混乱が生ずるおそれを払拭できない」とあるが、公共団体の長である町長が証明書の交付の際に、混乱が生じないよう関係書類を添付しながら一緒に配布することで対応可能と考えておりますし、証明するものも3証明に限定しており、混乱は生じないと思います。＊詳細は添付資料①②のとおり	浦河町、様似町、えりも町、日高町、平取町、門別町	法務省
0530030	法人の印鑑証明書の交付事務の拡大	商業登記法第1条の3，第4条，第7条	すべての法人登記に関する事務は，登記官により取り扱われており，オンラインによる登記の申請及び登記事項証明書等の交付請求も可能となっている。	C	I	法人の印鑑証明書は，法人の代表者があらかじめ登記所に提出した印鑑の証明をするもので，その作成権限は登記官にあり，その証明行為を町長が行うことはできない。 また，証明書発行請求機の導入については，相当数の利用が見込まれる必要があるが，その設置基準については，現在行っている試行の検証結果の分析を待つ必要があり，その導入に向けて検討を行っているということは前回の回答のとおりである。	右の提案主体からの意見とともに、下記項目について回答されたい。 ①本提案は、提案のあった地域に法務局が存在していた当時と比較して、サービスが著しく低下した故に出てきているものと考えるが、このような事実に対し、貴省はどういった見解をお持ちか教示されたい。 ②町長の証明による法人の印鑑証明書等の交付が認められないとすれば、市町村が法務局の行っている交付事務を代行するのは考えられないか検討されたい。 ③証明書発行請求機の導入については、第7次提案でも回答されており、導入に向けて検討を行っているとあるが、その進捗状況を教示されたい。 ④また、法務局が統廃合された地域への導入を検討されたい。併せて、市町村が経費の一部を負担する形での導入が実現できないものか検討されたい。	現行の郵便請求による方法は手続の手間と郵送料の費用もかかるため不便である。またオンラインサービスによる方法についても、パソコンを所持しない、或いはインターネットに繋いでいないと利用できないこと、またサービスを利用するに当たり電子証明書を取得する費用がかかることと町が代理申請した場合でも申請者の電子証明書が必要となる等の問題がある。 従って、こうした不便が解決されない限り、全国的に利用されませんので、当地域が提案しているように請求者がその場で交付される方式に改正すべきであります。 そこで、役場窓口で即日交付する方法が認められないのであれば、 ①法務省として過疎地の住民のために、どのような方法があるとお考えかご教示されたい。 また、私どもとしましては法務局が統廃合される前のサービス水準に近づける方法として下記の方法を考えておりますが、それぞれにつきご回答願います。 ②法務局出先機関の統廃合が原因となっているのであれば、元に戻すべきであり、登記官をそれぞれに配置すべきと考えるが貴省の見解を伺いたい。 ③町が法務局から証明書交付事務を受託し、LGWAN回線を利用する等の方法で、役場窓口において即日交付できるようにすべきと考えるが貴省の見解を伺いたい。 別添［提案主体からの意見の詳細］参照のこと	F	I	別紙のとおり	貴省回答において、市町村等による法人の印鑑証明書交付事務の事実行為に限った代行、及び自治体の職員が交付事務を取り扱うこと、自治体が経費の一部を負担するかたちでの証明書発行請求機の導入について、地方自治法や地方財政法等の制約があるが、まずは貴省において基本的なスキームをつくり、関係省庁と協議されたい。 併せて、右記提案主体の意見について回答されたい。	貴省の回答は現行制度の説明をしていますが、当方も提案に当っては現行制度を十分調査研究し、それでも地域住民や企業等の不便が解消されないことから、貴省に対し提案させていただいております。 法人の印鑑証明書の入手について、現行制度では不便が解消されないことを再度ご理解いただき、次の点に回答いただきたい。 1．提案地域の実態を調査の上、再度、過疎地域に対する貴省の回答をいただきたい。 2．法務局出先機関の統廃合が原因であるならば、出来るだけ従来のサービス水準に近づける方法を現行制度ではなく、改めて回答いただきたい。 3．改めて、当方から提案したことに対し、回答をいただきたい。 ※別添［提案主体からの意見の詳細］参照のこと ※提案者に対する回答も合わせてお願いしたい。	F	I	証明書発行請求機による登記事項証明書等の交付事務に関して、本年6月までの試行の結果の分析を踏まえて，その取扱いを実施する具体的な基準（登記所適正配置を実施した地域におけるものを含む。）について，平成18年度中に検討し結論を得る。なお，自治体職員による登記事項証明書等の交付事務の取扱いについては，上記の証明書発行請求機による登記事項証明書等の交付事務の取扱いの一方策として検討を行う。	1041020	LGWAN（総合行政ネットワーク）で法務局と指定された市町村を結び、そこから得た情報に指定された市町村長の職印を押印し証明書として交付する。	③証明書発行請求機等を利用した交付事務について1年程度かけて検討する」とのことですが、貴省自ら述べているように相当の利用件数が見込まれる地域での展開であり、当方のような地域には該当しないと思います。加えて④現行制度上で「郵送やオンラインによる方法も可能」とのことですが、前回提案時にも詳細に意見を述べましたが、現実的には様々な不便があり上手く機能してていません。現代はインターネットの時代であり、国民が望むのは即日交付を前提した請求であり、これらに合せた取組みが重要であると思われます。これは過疎地域においても同様であり、過疎地域は我慢しろというのはあまりにも理不尽だと思います。再度貴省の考え方と今後の取組みを伺います。	浦河町、様似町、えりも町、日高町、平取町、門別町	法務省
0530040	中小IT企業に対する外国人技術研修生受け入れ査証発行条件の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（法別表第1の4の表の研修の項）	構造改革特区における外国人研修生の受入れ人数を、送出し国との経済連携等の一定の要件の下に拡大している。	C	III	1．及び2．（1）について 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業については、特区評価委員会における弊害調査の対象としてその実態調査を行ったところであるが、法違反も含めて研修生の受入れを巡る問題が多発している状況であることから、人数枠や受入れ実績等、特区認定に際しての現行の要件を緩和することは困難と考える。 2．（2）について 研修・技能実習制度は、本邦において得た技術、技能又は知識等を研修生、技能実習生が本国で生かすことを目的とした制度であり、実際に本国において復職先が予定されている場合に受入れているものである。その制度趣旨に鑑み、研修生の本国との具体的な経済的要件を課しているものであることから、当該緩和をすることは困難である。	提案主体からの意見にもあるように、提案主体は分野を限定すること、さらに管理条件を追加することなどの代替措置をつけることで混乱が生じないとしているが、このような形での規制緩和が実現できないものか、前向きに検討されたい。また、不可能とする場合には、その理由についても教示されたい。	IT技術研修は、業務提携先の従業員で所定の高等教育を受けた人を対象とすることから、これまでの労働集約型産業における研修生受入れを巡る問題は生じないと考えますので、再考をお願いします。研修生受入実績の緩和は、札幌市が進める国際・経済交流を加速するために必要ですので、再考をお願いします。なお、受入実績に代わり、定期的に研修状況を関係機関に報告するなど、管理条件を追加することで実態確認ができ、緩和による法違反等の混乱は生じないものと考えます。 経済的交流の件は了解しました。	C	III	本特例措置を適用している地域において，実態調査を行ったところ，前回の調査における弊害について，当該特区の運営主体である地方公共団体に対して改善措置を求めていたにも関わらず，法違反も含めた研修生の受入れを巡る問題が多発していたものである。 従って，本特例措置については，運用の適正化を図ることが不可欠であり，現行の要件を緩和することはできない。	右記提案主体の意見につき回答されたい。さらに、意見にあるように分野の限定や管理条件を追加の上、提案が実現できないか検討されたい。	先の回答によると、研修生の受入れを巡る問題が多発しているとのことですが、IT技術研修受入れを巡る問題は特に聞き及んでおりませんが、IT分野において問題が発生していればご教示ください。また、先に意見書を提出いたしましたように、業務提携先の従業員で、かつ所定の高等教育を受けた人を対象とすること、管理条件を追加することによって、緩和による法違反等の混乱は生じないものと考えます。再度、再考をお願いいたします。	C	III	本特例措置については、「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の対応方針」（平成17年2月9日構造改革特別区域推進本部）において、不適正事例を防止するための弊害予防措置の実施方法の改善等を進め、特例措置に起因する問題の有無を引き続き調査し、併せて、研修制度そのものに係る改善策について早急に検討を行うこととされており、現段階においてご提案のような緩和措置を構ずることは困難である。	1053010	情報関連産業が集積する札幌市では、中国瀋陽市と姉妹提携を結び国際・経済交流を、又、近年、ビジネス連携に向けた取り組みも促進している。これにより札幌市内のIT企業においては中国瀋陽市のIT企業と業務提携する動きが進んでおり、国際貢献及び経済交流の観点から ①札幌市内のIT企業において、業務提携した会社から研修生を受け入れる。 ②1～2年程度の研修終了後、研修生は相手企業に戻り、研修期間中に身に付けた技術を伝え相手企業の技術力の向上を図る。 ③この結果、相手企業は、海外からの受注業務の拡大等を実現する。 ことにより、技術力の向上と地域の経済発展に寄与する。	提案理由： 情報関連産業が集積する札幌市内のIT企業は、中国瀋陽市をはじめとする海外を視野に入れた活動を展開している。特に、ITの場合は、その基礎となるのは技術を身に付けた人材である。なお、当社は創業してから5年のベンチャー企業であるが、当社においても、中国瀋陽市の5社と業務提携を締結するなど経済交流を活発に展開しようと考えているが、そのためには、相手企業から多くの研修生を受入れて、早急に技術力の向上を図ることが必要と考えている。従って、今後の経済交流を拡大していく為には中国から多くの研修生を受入れIT技術の習得・向上を図ることが必要であり、これにより、中国のIT技術力の向上並びに経済発展等に貢献することができる。 なお、例えばIT分野などと、特区申請に際して分野を限定するようにすれば、対象はおのずと限られることから、混乱は生じないものと考える。	株式会社コムテック2000	法務省
0530050	中小IT企業に対する外国人技術者受け入れ査証発行条件の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（法別表第1の4の表の研修の項）	在留資格「企業内転勤」については、1年以上の業務要件を課している。	C	III	「企業内転勤」の在留資格は、「技術」又は「人文知識・国際業務」の特例的な制度であり、企業内転勤の形態をとる場合においては「技術」、「人文知識・国際業務」に課されている要件を代替するものとして、1年以上の業務経験を課しているものであり、企業内転勤制度の本質に関わる要件であることから、当該要件を緩和することは困難である。	提案主体からの意見を踏まえ、回答を示されると共に、提案を実現する方向で、再度検討されたい。その際、①「措置の概要」にある特例的な制度であるという趣旨、及び②代替要件の具体的内容及びその考え方を教示されたい。その上で、要件を代替するのがなぜ一年か、理由を示されたい。	本提案の趣旨は海外子会社の早期立ち上げ・自立のため本邦での業務経験を迅速に行える条件を作ることにあります。現地での業務経験と当該現地子会社での業務経験から即戦力となる人材を、本邦での業務経験を通じてスキルアップすることが必要ですので再考をお願いします。又、先の回答における、一定の「技術」「人文知識・国際業務」を有する場合の在留資格の具体的な基準等についてもお示し願います。	C	III	「企業内転勤」の在留資格を有する外国人が我が国で行う活動は，在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」の項の下欄に定める活動である。外国人が我が国で当該活動を行う場合は，当該外国人が真にその活動を行う能力を有していることを上陸許可基準に定められた学歴要件等により証明する必要がある。しかし，外国企業の社員が我が国の支店等に転勤する場合は，当該企業において，入国の直前に1年以上在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」の項の下欄に定める活動に従事したことをもって，当該業務を行う能力及び当該企業の職員としての業務実績等を担保しているものであるから，当該期間を短縮することは困難である。 なお，例えば，海外に設立した子会社等の社員を我が国の本社等に呼び寄せて業務研修を行わせる場合については，入管法に定める在留資格要件及び上陸許可基準等を満たせば，「研修」の在留資格により入国することができる。ただし，「研修」の在留資格では就労活動を行うことはできないので，渡航費や滞在費等の研修手当以外に労働の対価として報酬を支払うことはできない。	右記提案主体の意見につき回答されたい。	当社としては、中国の大学又は大学院においてIT技術を専攻し、卒業した者を現地子会社にて採用することを予定している。このような者の場合、たとえ1年以上の業務経験がなくとも「技術」又は「人文知識・国際業務」の在留資格により、入国し本社での業務に従事可能と考えて良いか、ご教示ください。本提案の趣旨は海外子会社の早期立ち上げ・自立のため本邦での業務経験を迅速に行える条件を作ることにあります。本邦での実務を遂行し、業務プロセス、管理プロセス、管理基準などを身に着けた人材の育成により迅速な企業活動の国際化を必要としておりますので、ご検討よろしくお願いします。	C	I	在留資格「技術」及び「人文知識・国際業務」については、入管法に定める在留資格該当性及び上陸許可基準等を満たせば、当該在留資格において入国することは可能である。ただし，「技術」又は「人文知識・国際業務」は，「本邦の公私の機関との契約に基づく」ものとして法律で規定されていることから，本邦の親会社との契約が必要であり，現地子会社との契約に基づくものは該当しない（本支店間の異動の場合は，同一会社間であるため新たな契約は必要とならない。）	1053020	近年、IT関連企業は、拡大する中国市場を視野に入れた企業活動を展開している。 当社としても、中国瀋陽市 に100％子会社を設立予定であるが、子会社の迅速な技術水準立ち上げの為、活発に人材・技術交流を展開することが必要と考えている。このため、次のような取り組みを展開する。 ①本社から技術者等を派遣する。 ②現地子会社で採用した社員は、半年程度適正を見極めた後、日本の本社に受入れ1～2年程度の業務経験を積ませる。 ③この後、現地子会社に戻り幹部として活躍 子会社の技術力の向上と自立を図るためには、早急かつ相当規模の人材・技術交流を展開することが必要と考えている。	提案理由： ITの市場規模が急速に拡大している中国での迅速な企業活動は、札幌市内の中小IT企業にとって、喫緊の課題となっている。 他方、現地子会社を設立し日本本社との緊密な連携による迅速な活動は、事業の成否にかかわるため、現地子会社の社員を本社組織に迅速に受入れ、育成することが急務である。 特に、現地子会社を設立し、そこで養成した社員を国内に受け入れる場合、現地での従事期間が1年以上という制約は、当社のように創業以来急速に成長しているベンチャー企業にとっては、迅速な企業活動を阻害しているものと考えている。 なお、例えばIT分野などと、特区申請に際して分野を限定するようにすれば、対象はおのずと限られることから、混乱は生じないものと考える。	株式会社コムテック2000	法務省

05 法務省（8次提案最終回答）

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0530060	「家族滞在」の在留資格を取得できる対象者範囲の拡大	出入国管理及び難民認定法第二条の二、別表第一の五	在留資格「家族滞在」の活動内容は、留学、就学若しくは研修の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動とされている。	C	I	現行の入管法は、移民の受入れは行わないとの方針の下に構成されているところ、「家族滞在」の範囲を拡大すれば、長期滞在、定住化が進むことになりかねないことから、政府として移民の受入れ政策をとっていない以上、家族の範囲を拡大して受入れを行うことはできない。 なお、本国において他に身寄りがなく扶養を受けなければ生活できない両親がいるなど特別な事情がある場合の在留については、現在も個別に判断している。	提案主体からの意見を踏まえ再度検討されたい。特に特別の内容として扶養を受けなければ生活できない両親がいる等の場合には、提案主体からの意見にあるように、告示や通知等で明確にできないものか、検討されたい。	○今回提案は、現行で「家族滞在」が認められている在留資格のうち、「投資・経営」等４在留資格に限定し、在留する者、かつ、その者の在留期間に限り現行の子等に加え本人の親及び本人が扶養する配偶者の親を加えるものであり、範囲拡大を広く求めているものではない。４在留資格のみ限定してもなお拡大が困難であるならば、範囲拡大をどこまで限定すれば可能か、ご教示いただきたい。 ○特別な事情がある場合は個別に判断しているとのことであるが、そうであるならば、扶養しなければならない親については、法務大臣があらかじめ告示をもって定め、特定活動の在留資格に係る活動とみなし在留できるよう規制緩和いただきたい。（「特定活動告示」（平成２年法務省告示第131号）の改正で対応）	C	I	既に回答しているように、在留資格「家族滞在」の範囲を拡大することは、長期滞在、定住化を促すことになることから、政府として移民の受入政策をとっていない以上、対象とする在留資格を限定するか否かに関わらず、家族の範囲を拡大して受け入れを行うことはできない。 また、就労資格で入国・在留する外国人の親などで、我が国に入国する特別な事情がある場合については、個別の事案ごとに上陸を特別に許可すべき事情の有無の判断を行っているものであり、一律にかかる事情のある者の範囲を告示で規定することは困難である。	提案者の意見を踏まえ、上陸特別許可の基準が不明確なまま、個別の案件毎に許可する点について、申請者にとって極めて不便であると思われるため検討されたい。さらに、対象分野や期間、地域を限定し、長期滞在や定住化の懸念がない形で家族滞在の在留資格の範囲を拡大するなど、提案を実現できないものか検討されたい。	（1）「家族滞在」の範囲拡大ができないのであれば、扶養を受けなければ生活できない両親の場合、「短期滞在」の在留資格で最長90日間しか扶養を受けられず以後生活できない。90日以上扶養を受け生活できるようにするには（2）以外にどのようにすればよいかご教示いただきたい。 （2）外国人学生が「特定活動」の在留資格を付与される場合など一律に告示で規定されている例があることから、扶養を受けなければ生活できない両親の場合は、扶養を実証する文書などにより一律に類型化することは可能と考えるが、一律に告示で規定することが困難である理由を明確にされたい。	B-2	III	本提案については、外国人研究者受け入れ促進事業及び外国人情報処理技術者受け入れ促進事業の全国展開の対象となる外国人研究者及び外国人情報処理技術者の扶養を受け同居するものであって、自己で収入を得て生活することができない親について入国できるよう法務省告示を改正する検討を行い、１８年度中に措置する。	1060010	企業が立地及び定着を図る場合、経営者または従業員の生活環境の確保が重要なポイントの一つである。そこで、外国人が親を扶養し生活を一にしたい目的で、本国から本人の親、及び扶養する配偶者の親を呼び寄せる際に、「家族滞在」の在留資格に規定する対象者の範囲を、在留する者の親、及び在留する者の扶養を受ける配偶者の親に拡大し、本人の在留資格に応じた期間、安心して親を扶養し一緒に暮らせるような特例措置を設ける。この特例措置により、外国人にとって住み易いと内外から評価を得ている本県の生活環境をさらに充実・強化して、企業の誘致・定着を促進させ、県内の既存産業の活性化・高度化、新産業の創出、雇用の確保を図る。	○本件で提案している「在留する者の親、及び在留する者の扶養を受ける配偶者の親」とは、本邦で企業を経営または従事している外国人（「投資・経営」、「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する者に限る）の扶養を受けて生活を一にするものであって、自己で収入を得て生活することができない「家族滞在」の子として行う日常活動と同一であり、単に同居のみを目的とする活動とは異なる。 また、在留する外国人の在留期間内を対象としており、我が国への長期滞在、定住化が進むものではない。 ○については、在留資格の「家族滞在」の範囲の拡大をお願いしたい。 ［詳細は別様参照］	兵庫県、神戸市	法務省
0530070	外国人美容師の就労促進のための在留資格要件の緩和	「出入国管理及び難民認定法」第２条の２第２項、別表第１「出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令」の表中、法別表第一の二の表の人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動	出入国管理及び難民認定法に規定する各在留資格に応じてその活動内容が決められている。	C	I	新たな分野における外国人の受入れの是非は、その受入れ分野のみならず、その受け入れが我が国の産業及び国民生活に与える影響、例えば、国内労働市場への影響、産業の発展・構造転換に与える影響、社会的コスト等について様々な観点から十分に検討した上で、関係省庁との協議の上、政府全体としての総合的な判断により決定されることが必要である。	右記提案主体からの意見を踏まえ、回答されたい。 また、厚労省から「美容師に関しては、現在、労働需要に対して労働供給が不足しているという現況にはなく、今後も市場規模の拡大、労働需要の増加が見込まれる状況にはないものと考えている。さらに、美容業はその大半が個人経営の零細な事業所であり、経営環境も厳しいほか、雇用されている美容師の賃金水準も全産業の平均と比較すると低水準である。したがって、美容師資格を取得した外国人留学生の就労を認めることとする場合、日本人美容師の就労機会が奪われる可能性が高く、また、個人で美容業を営む者の経営環境を更に悪化させることになりかねないことから、外国人留学生が、我が国美容師養成施設を卒業し、美容師資格を取得したとしても、美容師として就労可能な在留資格を付与することは適当ではないと考えている。」との回答あるところ、美容サービスの受益者の立場に立って規制緩和できないものか、再度検討されたい。それができないとする場合、なぜ外国人が当該資格を取得可能となっているのか、制度として矛盾していると考えるが貴省見解を示されたい。なお、資格を取得した場合、留学以外の在留資格で就業することの可能性について検討・教示されたい。	本市においては全国でも唯一の美容芸術短期大学が所在する。本提案は、その資源を生かし、駅周辺における美容業活性化を図ることを目的とした地域性を生かしたものである。また、本提案の趣旨は、外国人の持つ感受性を美容芸術に生かすものであり、労働力不足を補うことを目的としていない。	C	I	美容師業を所管する厚生労働省の回答を踏まえれば、労働需要が満たされており、将来的市場規模の拡大、需要増加が見込まれない分野について、新たに外国から労働力を受け入れなければならない理由はないと考えられる。また、美容業界の経営環境が厳しく、賃金も他の業種と比較して低水準という状況を勘案すれば、その様な不安定な労働条件の下に外国人を在留させることは適切でない。よって、美容師資格を取得した外国人を受け入れることを前提とし、問資格を取得したことのみをもって就労活動を行うことのできる他の在留資格へ在留資格の変更を可能とすることはできない。 なお、外国人が美容師資格を取得することを可能としていることは厚生労働省によって定められていることであり、当省から回答することはできない。												1068010	本市中心市街地においては、数多くの美容室が開業され、激戦区となっている。また、市内には、日本で唯一の美容芸術短期大学があり、81名の留学生が学んでいる。 そこで、規制の特例措置を受け、この短期大学を「美容資格」を持って卒業する外国人留学生が、市内の美容室へ就職する機会を提供する。このことにより、外国人留学生の持つ感性を美容現場において活かすとともに、産学の連携を進めることにより、市内の美容産業の更なる活性化を推進しようとするものである。	市内大学等に在学する外国人留学生が、卒業後もその専門技術（美容師）を活かした職業に就くことができるように特区認定を受けることにより、本市に多くある美容室において、外国人留学生が持つ外国の文化に基盤を有する感性を発揮することにより、美容産業の活性化及び市民との真文化交流を促進する また、外国人留学生が八王子市の大学等に留学することのインセンティブが高まり、より多くの外国人留学生が本市に集まることにより、国際的な学園都市の形成を推進することができる。	八王子市	法務省 厚生労働省
0530080	東京湾岸地域における経済特区	出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の表の「技術」の項	構造改革特区において、外国人情報処理技術者については、在留期間の伸長（５年）措置をとっている。	D	III	外国人情報処理技術者については、すでに特区における特定事業として在留期間の伸長（５年）措置をとっている。 なお、当該措置は本年度中に全国展開することとしている。												~~１　優遇措置等~~ ~~（１）進出企業に対する優遇措置~~ ~~①法人税の軽減（所得から一定割合控除、投資減税の実施、特別償却の拡大、投資損失準備金制度の創設）~~ ~~②登録免許税の免除　③法人事業税の免除~~ ~~④事業所税の免除　⑤不動産取得税の免除~~ ~~（２）上記③から⑤の税制特例による地方税減収分の実質的な補填措置~~ ~~２　融資制度・税優遇措置等の拡充~~ ~~「都市再生緊急整備地域において次の事項を提案」~~ ~~（１）民間都市再生事業計画の積極的な認定~~ ~~（２）民間都市再生事業計画の認定申請期限の延伸~~ ３　法規制の緩和 （１）特許料・特許審査請求料の軽減 （２）特許出願猶予期間の延長 （３）外国人IT技術者の在留資格要件緩和	1082020	経済の閉塞感を払拭し、国際競争力の強化を図るため、環境・エネルギー、バイオ・ゲノム、研究開発型の産業拠点や国際ビジネス拠点、国際物流拠点の形成を図る企業に対し、特定の地区において法規制の緩和を図るとともに、税の減免や融資制度の創設・拡充など思い切ったインセンティブを講じ、集中投資を促すしくみを講ずる必要がある。	東京都	総務省 法務省 財務省 国土交通省 経済産業省
0530090	非弁護士の法律事務の取り扱い等の緩和	弁護士法第72条	弁護士法第72条は、同法が例外として定める場合を除いて、弁護士又は弁護士法人でない者が報酬を得る目的で法律事件に関する法律事務の取扱いを業とすることを禁止している。	D	—	D （理由） 弁護士法第72条本文は、非弁護士によるいわゆる事件性・紛争性のある法律事務の取扱いを禁止したものであり、事件性・紛争性のない法律事務については、同条本文の規制の対象外である。 要望に係る「損失補償基準等に基づき起業者が決定した金額等を提示して、内容の説明と協力を求めるという条件の下で」行う公共用地取得事務及び事業損失補償事務は、一般的な契約締結行為と同様、事件性・紛争性のある法律事務とはいえないと考えられるので、これを弁護士でない民間業者が委託を受けて行っても、同条本文の規定には反しないものと考えられる。												提案理由： 現在、公共用地取得事務及び事業損失補償事務の業務にあたっては、「補償説明業務」と「補償（用地）交渉業務」とを分割し、前者を民間業者に委託する一方、弁護士法第72条の規定により、弁護士又は弁護士法人でないとできない業務である後者については、県職員が行っているが、多くの場合に県職員が受託者に同行して説明と交渉を同時に行うという形をとるなど、委託者側のトータルコスト軽減と受託者の業務範囲拡大につながっていない。 交渉次第でその成果内容が変わりうるものについては弁護士に委ねることが相当な法律事務であるが、公共事業に係る補償等は、損失補償基準等に基づき算出され、金額が交渉の如何によって左右されることはなく、受託者側が任意に決定できないことから、起業者側が決定した金額等を提示して、内容の説明と協力を求めるという条件のもとで、補償コンサルタント等専門知識を持った業者に用地交渉業務を委託できるようにする。	1086010	補償コンサルタント等専門知識を持った業者に公共用地取得事務及び事業損失補償事務を一括委託することにより、行政トータルコストの削減と民間業者の雇用確保を図る。	高知県	法務省
0530100	再入国許可申請手続きの緩和	出入国管理及び難民認定法第２６条	再入国許可の申請については、当該許可が効力を生ずるとされた日から３年を超えない範囲において定めるものとされている。	C	III	現行の入管法においては、我が国の国益の保持、出入国の公正な管理を図る観点から、再入国許可の期間は３年としているところであり、これは、在留期間が「無期限」とされる永住者や「外交活動を行う期間」とされる外交の在留資格等についても同様であり、外国人研究者についてのみ伸長することはできない。 また、再入国許可は、在留期間が一律に新規入国の場合と同等の要件や手続を要求することなく、事前に許可を得ることにより、手続の簡略化を図ったものであり、まだ在留していない入国前に許可を行うことは困難である。	右記提案主体からの意見につき回答されたい。また、全国展開に伴い、在留期間と再入国審査の有効期間につき、特別なニーズに鑑み３年を５年に延長したと同様、本提案にある特別なニーズに基づき、再入国についても５年に延長する可能性を再度検討されたい。または、手続きの簡素化を図る可能性について再度検討されたい。	○特区内の外国人研究者の多くは「特定研究活動・５年」の在留資格を取得して研究プロジェクト等へ参加しており、在留期間中に再度再入国申請を行う必要があることから、在留期間と再入国許可申請の有効期間の差を解消してほしいというのが提案の趣旨である。従って、特区の特定研究活動を行う外国人についてその実態にあわせて５年にすることが、より一層特区認定のメリットを活かせるものである。また、永住者等に係る再入国の有効期間についても、一律「３年」とされている理由を伺いたい。 ○再入国許可手続きの簡素化については、回答にあるように入国前に再入国許可を求めているわけではなく、入国審査時にあわせてワンステップで再入国許可手続きを行えるよう求めているものであり、その実施をも困難とするのであればその理由を伺いたい。	C	III	既に回答しているように、再入国許可については、出入国の公正な管理を図る観点から３年を上限としているものであり、また、他の在留資格との整合性を図る観点からも、外国人研究者のみ期間の伸長を行うことはできない。	提案主体からの意見を踏まえ、柔軟な対応につき再度検討し回答されたい。	○再入国許可については、同許可を受けて出国した外国人が病気、学業の継続等やむを得ない事情により、同許可の有効期間内に日本へ再入国できない場合には、それを証する資料を付して在外公館において「再入国許可の有効期間の延長許可申請」を行うことができるなど、事情にあわせた期間延長の対応が行われている。特区において特定研究活動を行う外国人についても、海外の研究機関や学会等への出張により再入国を繰り返す可能性があること、またその在留期間が５年に緩和されていることから、個々の事情にあわせた対応について、ご検討をお願いしたい。 ○再入国許可手続きの簡素化についても、入国審査時にあわせてワンステップで再入国許可手続きを行えるようご検討いただきたい。	C	I	すでに回答しているように、現行の入管法においては、我が国の国益の保持、出入国の公正な管理を図る観点から、再入国許可の期間は３年としているところであり、これは、在留期間が「無期限」とされる永住者や「外交活動を行う期間」とされる外交の在留資格等についても同様であり、外国人研究者についてのみ伸長することはできない。 また、再入国許可は、在留期間が一律に新規入国の場合と同等の要件や手続を要求することなく、事前に許可を得ることにより、手続の簡略化を図ったものであり、まだ在留していない入国前に許可を行うことは困難である。	1095010	○世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。 ○さらに再入国許可の有効期間の延長や数次の再入国許可申請手続きの緩和により、外国人研究者の研究環境を整えることで、人材の集積を強化し、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。	○播磨科学公園では外国人研究者が特例措置５０１～５０３、５０４を活用し、最大５年間の在留期間を利用して研究プロジェクト等へ参加している。 ○研究内容によっては共同開発を行っている海外の研究機関や学会等への出張も多く、頻繁に再入国を繰り返すことがあるが、再入国許可申請では有効期間が通常最大３年であり、在留期間中に再度申請を行う必要がある。 ○通常の在留資格「研究」では在留期間は最大３年であることから問題はないが、特例措置を活用した「特定研究活動」等の場合、在留期間と再入国許可申請の有効期間に差ができること、また申請にあたり手数料（場合によっては申請取次者（行政書士等）への費用等も必要）も発生することから、見直しを行い受入れ環境を整えることで優秀な外国人研究者数の集積を図る。［詳細は別様参照］	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	法務省

05 法務省（8次提案最終回答）

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0530110	外国人研究者の配偶者に対する就労制限（週28時間以内）の緩和	出入国管理及び難民認定法第二条の二、別表第一の五	在留資格「家族滞在」の在留資格については、一定の在留資格をもって本邦に在留する外国人の扶養を受ける配偶者及び子として行う、日常的な活動が認められているのみであり、報酬を受ける活動は行うことができないものであり、本来の活動の遂行を阻害しない範囲において資格外活動を認めていることに過ぎない。従って、就労することを主たる目的として活動するのであれば、当該活動に該当する在留資格への変更を行うべきである。 なお、該当しうる在留資格がない場合に、その活動を目的として在留を認めるのであれば、政府の外国人労働者の受入れ方針そのものの変更が必要である。	C	III	「家族滞在」の在留資格については、一定の在留資格をもって本邦に在留する外国人の扶養を受ける配偶者及び子として行う、日常的な活動が認められているのみであり、報酬を受ける活動は行うことができないものであり、本来の活動の遂行を阻害しない範囲において資格外活動を認めていることに過ぎない。従って、就労することを主たる目的として活動するのであれば、当該活動に該当する在留資格への変更を行うべきである。 なお、該当しうる在留資格がない場合に、その活動を目的として在留を認めるのであれば、政府の外国人労働者の受入れ方針そのものの変更が必要である。	提案主体からの意見に回答されると共に、我が国の国策として、優秀な研究者等の高度人材が在留資格を取得するときに、当該外国人の配偶者が、例えば「人文・国際」等の在留資格を取得しやすいよう、特別の配慮がなされた運用になっているのか、回答を示されたい。それがなされていない場合、上記国策遂行のため、外国人研究者の受け入れが促進されるよう、その家族についても入国しやすいように必要な規制緩和を検討されたい。	○本提案は、厳格な入国管理の継続の必要性を十分認識した上で、外国人研究者の配偶者に限って、要件の緩和を提案するものである。特区内における外国人研究者等へのヒアリングの結果、配偶者が母国語を活かして語学学校等への就労の希望があるが、就労する場合、就労時間が制限となって十分な就労ができないとの意見がある。このため、就労時間については原則、週28時間以内とし、雇用主が就労時間の延長を求める場合に限定し、個人を特定した上で、週40時間までの緩和を求めるものである。 ○外国人留学生の資格外活動における就労時間については、原則週28時間以内であり、長期期間中やインターンシップ活動を行う場合は、個別の判断により週40時間以内まで就労可能とされており、この制度と同様に、外国人研究者の配偶者についても、個別の判断により週40時間までの緩和をお願いしたい。 ○また、外国人留学生について、原則週28時間以内、個別の判断により週40時間以内とされている考え方についてご教示いただきたい。	C（一部D）	III	・既に回答しているように、そもそも就労活動を行うのであれば、当該活動内容に係る在留資格をもって在留すべきである。なお、「家族滞在」の在留資格における資格外活動許可については、規制改革等により留学生と同様に認められてきた経緯があるものである。 ・再検討要請については、特区の特定事業において受け入れられる外国人の家族は、504「特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業」により優先処理を受けることができる。	提案主体からの意見を踏まえ、柔軟な対応につき再度検討し回答されたい。	○外国人研究者の配偶者は外国人研究者の日本での活動にあわせて来日しているものであり、留学生と同様に就労目的で滞在している訳ではない。但し、外国人研究者の在留期間が5年まで延長されたことで、長期に日本に滞在することから、積極的な社会参加や経済的な安定を図りたいと希望されているものである。 このため、これまでの規制改革等により留学生と同様に「家族滞在」の在留資格について資格外活動許可を認められているのであれば、「留学」の在留資格と同様、個別の判断により週40時間までの緩和をお願いしたい。	C	I	前回回答にもあるように、就労活動を行うのであれば、在留期間に関わらず、個別に、当該活動内容に係る在留資格をもって在留すべきである。	1095020	○大型放射光施設SPring-8等における外国人研究者の受入れ促進事業 世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。（特例措置：501～503、504） さらに外国人研究者の配偶者の就労制限を撤廃することで、安定した生活基盤を持つことができれば、家族での滞在がしやすくなり、より魅力的な研究環境の提供が可能となる。 これにより、優秀な人材の集積を図り、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。	○播磨科学公園では外国人研究者が特例措置501～503、504を活用し、最大5年間の在留期間を利用して研究プロジェクト等へ参加している。 ○多くの外国人研究者は家族での滞在を望んでいるが、長期滞在にあたり生活基盤に不安を感じることもあり、優秀な人材の確保に対する障害となっている。 ○そこで、「特定家族滞在活動」の資格を持つ外国人研究者の配偶者について、十分な就労を認めて生活環境の不安を取り除くことで、魅力的な研究環境を提供し、優秀な外国人研究者数の集積を図る。 ○ただし、就労制限を緩和する際は、現在の在留資格制度を堅持し、事業主体が就労時間の延長を求める場合のみに限定し、個人も特定するものです。［詳細は別様参照］	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	法務省
0530120	在留資格「技術」を有する外国人の在留期間の延長	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「技術」の項	在留資格「技術」については、在留期間が最長5年とされている。	C（一部B－1）	III	外国人研究者及び外国人情報処理技術者については、すでに特区における特定事業として在留期間の伸長（5年）措置をとっている。 なお、当該措置は本年度中に全国展開することとしている。	提案主体が想定する人材とは右記提案主体からの意見にある通りだが、当該分野についても高度な人材としてITなどと同様に扱うことができないものか、有効な代替措置と共に検討されたい。	○本県の提案の趣旨は、「情報処理産業」以外のすべての業種においても、「技術」の在留資格認定を受け特区内の日本企業に就職する者については、在留期間を現行の最長3年から最長5年に延長を認めることである。 ○本県は、全国有数のものづくり県であり、自動車、電気機械、一般機械などの製造業を中心とした高い産業集積が存在している。法務省入国管理局の資料（※）にもあるように、「技術」の在留資格認定を受けた者は、製造業の中でも自動車、電気、機械などの業種に就職する割合が高い。本県産業の持続的発展に向け、技術・研究開発力の向上及び高付加価値化を図るためには、国内外から優秀な高度人材の確保を促進する必要がある。 （※　平成16年における日本企業等への就職を目的とした「技術」又は「人文知識・国際業務」に係る在留資格認定証明書交付状況について（平成17年8月）） ○ また、（社）日本経済団体連合会が、今回の全国規模の規制改革要望等においても、外国人高度人材の在留期間の長期化を要望するなど、これらの人材の確保につながる、長期的かつ安定的な就労を可能とする在留資格制度の整備は、経済界の一致した要望でもある。	F	III	専門的・技術的分野における外国人労働者についてはこれを積極的に受け入れていくこととしているが、在留期間の伸長等については、そのような専門的・技術的分野における外国人労働者のうち、例えば、各国がその獲得を争うような、より高度な技術や知識を有する高度人材の範囲について検討した上で措置することとしている。なお、高度人材の在留期間の伸長については、規制改革・民間開放推進３カ年計画に基づき、入国後にチェックする仕組みを整備した上で、緩和措置の可否等を検討することとしている（平成18年度中結論）。	貴省回答はF回答だが、その内容としては「F：規制改革・民間開放推進３カ年計画に基づき、入国後にチェックする仕組みを整備した上で、高度な技術や知識を有する高度人材の範囲及び当該高度人材の在留期間の伸長等を検討し、18年度中に結論得る」と解して良いか。	専門的・技術的分野における高度人材の在留期間の延長を含む受入の進展は、本県のみならず我が国の産業の持続的発展に不可欠であるため、制度の検討及び緩和措置の導入を今後早急にお願いしたい。	F	III	専門的・技術的分野における外国人労働者についてはこれを積極的に受け入れていくこととしているが、在留期間の伸長等については、そのような専門的・技術的分野における外国人労働者のうち、例えば、各国がその獲得を争うような、より高度な技術や知識を有する高度人材の範囲について検討した上で措置することとしている。なお、高度人材の在留期間の伸長については、規制改革・民間開放推進３カ年計画に基づき、入国後にチェックする仕組みを整備した上で、高度な技術や知識を有する高度人材の範囲及び当該高度人材の在留期間の伸長等を検討し、平成18年度中に結論を得る。	1099010	○「技術」の在留資格により、特区内の企業等で就労する外国人に対し、在留期間を現行の最長3年から最長5年とする。 ○在留手続を簡素化し、利便性を高めることで、外国人高度人材の我が国での就労を促進し、これらの人材の獲得・定着を図る。	○我が国の労働力人口が減少していく状況において、経済力や産業競争力の維持向上を図るためには、優秀な人材を国内外を問わず活用していくことが必要となる。 ○高度人材の獲得競争はすでに世界規模で行われており、優秀な人材、特に理工系の高度人材の獲得は、早急に対応する必要があるが、在留資格要件の緩和については、「専門的・技術的分野以外の労働者の受入拡大につながりかねない」等、早急には結論が出にくい状況である。 ○そのため、現行の在留資格制度において要件を満たし、在留資格を得た者に対する在留期間の延長から、外国人高度人材獲得のための具体的な制度緩和の取組開始を提案するものである。	広島県	法務省
0530130	留学生が特区内で就職した場合における、在留期間の延長	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表	在留期間は最長5年とされている。	C（一部B－1）	III	外国人研究者及び外国人情報処理技術者については、すでに特区における特定事業として在留期間の伸長（5年）措置をとっている。 なお、当該措置は本年度中に全国展開することとしている。	提案主体からの意見を踏まえ、日本の大学、大学院等を卒業したものが外国人研究者又はIT以外の職種に就く場合も同様に在留資格（人文・国際等）の期間延長ができないものか、再度検討されたい。	○本県の提案の趣旨は、留学生が、研究者及び情報処理技術者に限らず、専門的・技術的分野のいずれかに在留資格変更の認定を受け、特区内の日本企業に就職する場合においては、在留期間を現行の最長３年から最長５年に延長を認めることである。 ○留学生は、日本の大学等で高等教育を受け、語学や文化・習慣にも通じた、高度人材の卵であり、彼らが卒業後も日本に留まり、経済活動等に参加することは、我が国産業の技術・研究開発力の向上及び高付加価値化、さらにそのために必要とされている高度人材の確保につながる。	F	III	専門的・技術的分野における外国人労働者についてはこれを積極的に受け入れていくこととしているが、在留期間の伸長等については、そのような専門的・技術的分野における外国人労働者のうち、例えば、各国がその獲得を争うような、より高度な技術や知識を有する高度人材の範囲について検討した上で措置することとしている。なお、高度人材の在留期間の伸長については、規制改革・民間開放推進３カ年計画に基づき、入国後にチェックする仕組みを整備した上で、緩和措置の可否等を検討することとしている（平成18年度中結論）。	貴省回答はF回答だが、その内容としては「F：規制改革・民間開放推進３カ年計画に基づき、入国後にチェックする仕組みを整備した上で、高度な技術や知識を有する高度人材の範囲及び当該高度人材の在留期間の伸長等を検討し、18年度中に結論得る」と解して良いか。	専門的・技術的分野における高度人材の在留期間の延長を含む受入の進展は、本県のみならず我が国の産業の持続的発展に不可欠であるため、制度の検討及び緩和措置の導入を今後早急にお願いしたい。	F	III	専門的・技術的分野における外国人労働者についてはこれを積極的に受け入れていくこととしているが、在留期間の伸長等については、そのような専門的・技術的分野における外国人労働者のうち、例えば、各国がその獲得を争うような、より高度な技術や知識を有する高度人材の範囲について検討した上で措置することとしている。なお、高度人材の在留期間の伸長については、規制改革・民間開放推進３カ年計画に基づき、入国後にチェックする仕組みを整備した上で、高度な技術や知識を有する高度人材の範囲及び当該高度人材の在留期間の伸長等を検討し、18年度中に結論得る。	1099020	○日本国内の留学先を卒業後、在留資格を「留学」から「専門的・技術的分野」に変更し、特区内の企業等で就労する者に対し、在留期間を現行の最長３年から最長５年とする。 ○在留期間についてインセンティブを与え、在留手続きの簡素化・利便性を高めることで、高度人材の卵である留学生の、我が国での就職促進、外国人高度人材の獲得・定着を図る。	○我が国の労働力人口が減少していく状況において、経済力や産業競争力の維持向上を図るためには、優秀な人材を国内外を問わず活用していくことが必要となる。 ○高度人材の獲得競争はすでに世界規模で行われており、高度人材の獲得は、早急に対応する必要があるが、在留資格要件の緩和については、「専門的・技術的分野以外の労働者の受入拡大につながりかねない」等、早急には結論が出にくい状況である。 ○そのため、現行の在留資格制度において要件を満たし、在留資格を得た者に対する在留期間の延長から、外国人高度人材獲得のための具体的な制度緩和の取組開始を提案するものである。 ○特に、留学生については、語学や文化・習慣等にも通じた、高度人材として活躍が期待される人材であり、彼らが卒業後も我が国にとどまり、経済活動等に参加することは、我が国の高度人材の確保に大き く寄与する。	広島県	法務省
0530140	外国人研修生・技能実習生の在留期間の延長	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（法別表第1の4の表の研修の項）	在留資格「研修」の在留期間は最長3年とされている。	C	III	研修・技能実習制度については、研修・技能実習生の受入れを巡る問題が多発していることから、まずは現行制度の適正化を図っていくことが必要であり、在留期間の伸長等の緩和措置を行うことは困難である。	右記提案主体からの意見を踏まえ、現行制度の適正化の現状につき、教示されたい。また、適正化がどのように図られれば、緩和措置を行うことができることになるのかについて回答されたい。	○本県の提案は、外国人研修・技能実習制度について、単に基礎的技能の習得を目的とするのではなく、開発途上国の産業・経済の自律的発展に資する中核的人材の育成を図るべきではないかという、より高次の制度目的をめざすものであり、その目的の達成のため、優秀な実習生に対する在留期間の延長を掲げたものである。 ○また、外国人研修・技能実習制度において問題が多発しているという現象については、違反者に対する厳しい対応は必要であるが、本提案自体の趣旨・内容とは無関係であり、制度について議論を行わない前提とはなり得ないと考える。	C	III	・外国人研修生・技能実習生の受入れを巡る問題については、外国人研修生を労働者として扱う行為や労働関係法令に違反した形態で外国人技能実習生を就労させるような行為等を不正行為とし、不正行為の認定を受けた企業は以後３年間の受入れが禁止されるといった厳罰化を行っている現状においても多発しているものであり、違反者に対する厳しい対応のみで解決されるものではない。本提案は、研修・技能実習制度を基盤にするものであり、制度の適正化を行わずに在留期間の伸長等の緩和措置を行うことはできない。なお、同制度の運用の適正化と制度の見直しについては検討を行っているところであって、現時点で具体的にお示しできる段階ではない。	右記提案主体からの意見を踏まえ対応されたい。	外国人研修・技能実習制度を活用し、開発途上国の人材育成に貢献している多くの善意の企業の取組や実績を踏まえ、本制度が開発途上国の自律的発展に資するより充実した制度となるよう、運用の適正化と制度の見直しについての検討を今後早急にお願いしたい。	C	III	研修・技能実習制度については、実務研修中の法的保護の在り方や技能実習生に対する在留資格の創設等、研修・技能実習生や研修生等の送出国及び受入国である我が国にとって望ましい、適正な制度を確立すべく検討を行っているところである。	1099030	○外国人研修・技能実習制度における合計の在留期間を現行の最長３年から５年とする。具体的には、３年間の研修・技能実習終了までに技能検定３級に合格した者に対し、２年間の技能実習の延長を可能とする。 ○これにより、途上国の自律的発展に不可欠な、将来、指導・監督的役割を担う中核的技能人材を育成し、国際貢献の推進を図る。	○外国人研修・技能実習制度は、我が国で開発され培われた技術・技能・知識の開発途上国への移転を図り、当該国等の経済発展を担う人材育成への寄与による国際貢献を目的とする制度である。 ○本制度では、技能検定３級程度の「基礎的技能の習得」が目標とされているが、基礎的技能者のみの育成では、開発途上国における技能者の量の不足への対応は可能であっても、産業・経済の自律的発展に不可欠な、指導・監督的役割を担う質の高い技能者の育成には至らず、途上国の人材ニーズに十分応えているとは言えない。 ○研修生を我が国に招き企業において研修・技能実習を行う意義をかんがみても、企業現場で蓄積された、ある程度高度な技能の移転が期待されている制度であると考えられるため、将来、監督者・指導者となり得る中核的技能人材の育成を図ることを目的として、優秀な研修生に対する、より高度な技能の移転を図っていく必要がある。	広島県	法務省
0530150	在留資格「投資・経営」の在留期間の延長	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の「投資・経営」の項	在留資格「投資・経営」の在留期間は最長3年とされている。	B－1	III	高度人材のうち外国人研究者及び外国人情報処理技術者については、すでに特区における特定事業として在留期間の伸長（5年）措置をとっている。 なお、当該措置は本年度中に全国展開することとしている。	提案主体からの意見にもあるように、提案は「投資・経営」の在留資格に関するものであるため、貴省が5年に伸長しようとする「高度人材」の中に投資・経営の在留資格を有する者が含まれるのか、貴省見解を示されたい。なお、含まれないとする場合、研究成果や技術を基に投資・経営活動を行う者の扱いはどうなるのか、併せて回答されたい。	措置の概要(対応策)の内容として、いわゆる外国人起業家が含まれる「投資・経営」についての言及がなされていませんが、高度人材の中に「外国人起業家」が含まれると認識してよろしいでしょうか。	C	III	・外国人起業家のうち，研究者であって，我が国で行う特定の分野の研究成果を利用して当該分野に該当する研究若しくは研究の指導と関連する事業を自ら経営する活動を行うものについては，すでに特区における特定事業として在留期間の伸長（5年）措置をとっており，当該措置は本年度中に全国展開することとしているとの趣旨である。 ・専門的・技術的分野における外国人労働者についてはこれを積極的に受け入れていくこととしているが，在留期間の伸長等については，そのような専門的・技術的分野における外国人労働者のうち，例えば，各国がその獲得を争うような，より高度な技術や知識を有する高度人材の範囲について検討した上で措置することとしている。なお，高度人材の在留期間の伸長については，規制改革・民間開放推進３か年計画に基づき，入国後にチェックする仕組みを整備した上で，緩和措置の可否等を検討することとしている（平成18年度中結論）。	貴省回答の後半について、その内容としては「F：規制改革・民間開放推進３カ年計画に基づき、入国後にチェックする仕組みを整備した上で、高度な技術や知識を有する高度人材の範囲及び当該高度人材の在留期間の伸長等を検討し、18年度中に結論得る」と解して良いか。		F	III	前回回答の後段については、以下のとおりとする。 「規制改革・民間開放推進３カ年計画に基づき、入国後にチェックする仕組みを整備した上で、高度な技術や知識を有する高度人材の在留期間の伸長について検討し、平成18年度中に結論を得る。」	1119010	当該外国人起業家に係わる滞留期間に関し特例措置を講じると共に、住居、子弟の教育、医療体制等に可能な限り配慮した町づくり環境づくりを行ない、当該地域内での外国人による起業を促進支援する。	わが国経済の更なる活性化を実現するためには、いわゆる開業率を廃業率を上回る形で向上させなくてはならない。そのための一方策が外国人によるわが国での起業促進である。わが国において、起業環境は様々な形で整備されているにもかかわらず開業率が向上しないのは、①起業する主体としての若者の人口が絶対的に減少していること（起業する若者の比率は相対的に高まっているが、若者の絶対数が減少している）、②「蛙の子は蛙」の蛙、つまり商店・事業主が倒産・廃業等で減少しており、その子弟が事業を起こすケースが減少している。こうした傾向の中にあって、外国人起業家に期待するところ大である。現に、わが国経済は、外資の活躍によって活性化している。外資と外国人起業家の問題は同列には論じられないが、グローバルな視点からも、本特例措置の必要性は大きい。	株式会社イースト・インターナショナル、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	法務省

05 法務省 (8次提案最終回答)

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0530160	外国人登録における在留資格・期間の更新・変更の際の市区町村への変更登録申請の義務の緩和	外国人登録法第9条	外国人登録法においては、在留資格・期間の変更・更新があった場合、当該外国人は14日以内に居住地の市区町村長に変更登録申請を行うこととされている。	C	I	外国人登録事務は、法定受託事務としてすべての手続きが市町村の長に委託されているもので、市町村の長は、外国人の登録申請を受けて、外国人登録原票（以下、「登録原票」という。）を作成、保管することとされている。更に登録原票に記載した内容に基づいて、外国人登録証明書（以下、「登録証」という。）を作成し、職印を押して当該外国人に交付することとされている。このように、外国人登録制度においては、同制度の目的である在留外国人の公正な管理に資するために、原簿である登録原票の内容を登録証に反映させ、当該登録証については外国人に常時携帯義務を課しているものであり、変更登録の手続きが行われていないのに、登録証の記載を変えることは困難である。	提案の趣旨は、在留資格の変更手続きの後に変更登録手続きが必要であることによって手続きの勘違いや負担の増大、さらに手続き未了のトラブルが発生することを解消するために、手続きのワンストップ化・簡素化を図って欲しいというものであり、受益者・自治体の立場に資するだけでなく、貴省の回答にもある在留外国人の公正な管理に資するためにも、提案の趣旨を実現するためにどうすればいいかという観点に立って、再度対応を検討されたい。また、併せて、代替措置として、在留資格・期間等が印字されたシール等を貼ることで、事務負担を軽減できると提案者から示されているが、これについても回答されたい。	C	I	本提案を実現するためには，現在，法定受託事務としてすべての手続きを市町村の長に委託している外国人登録制度の根幹から見直す必要があるところ，今後，「規制改革・民間開放の推進に関する答申（平成17年12月22日閣議報告）」等を踏まえ，関係各府省で外国人登録制度の見直しについて検討を行い，結論を得ることとなっており，特区での対応は困難である。	貴省回答によれば、関係各府省庁で外国人登録法制度の検討を行い、結論を得ることなっているとあるが、その検討結果に応じて本提案の実現についても前向きに検討されるものと解して良いか。		C	I	すでに回答しているように、今後、引き続き、「規制改革・民間開放の推進に関する答申（平成17年12月22日閣議報告）」等を踏まえ、関係各府省で外国人登録制度の見直しについて検討を行い、結論を得ることとなっている。		入国管理局において在留資格・期間の許可時に、当該外国人が登録証明書を持参した場合は、入国管理局において登録証明書の裏面に変更後の在留資格・期間を記載することとし、市区町村に対しての変更申請は不要とする。 この場合の市区町村における処理については、変更・更新を把握している入国管理局が市区町村へ変更内容を通知し、市区町村が当該外国人の登録事項について、職権で変更を行うこととする。	1122010	提案理由 外国人登録法では在留資格・期間の変更・更新があった場合、当該外国人は14日以内に居住地の市区町村長に変更登録申請を行うよう規定されている。この在留資格・期間の変更は入国管理局で許可されており、許可後、当該外国人は市区町村へ変更登録申請を行うため来庁する必要がある。しかし、入国管理局での手続で外国人登録法上の手続も完了したと勘違いする者や、二度手間を指摘する声も少なくない。 市区町村への変更登録申請を行う必要をなくすことで、手続未了によるトラブルや、当該外国人にとっても負担が減るなどのメリットが見込まれる。 代替措置： 入国管理局において変更・更新の内容を一件ずつ登録証明書に手書きで記入するのは大きな事務負担となることから、記入の替わりに在留資格・期間等が印字されたシール等を貼ることで、事務負担を軽減できると考えられる。	伊勢市	法務省
0530170	外国人登録における変更登録申請の代理権者の拡大	外国人登録法第15条3項	外国人登録の申請、登録証明書の受領若しくは提出又は書名二ついては、自らが出頭して行うこととされている。また、疾病等により自ら行うことが困難な場合においては、配偶者等が行えるものとされている。	C	I	現在、登録申請の代理人の範囲を同居の家族としているのは、なりすまし等による虚偽申請を防止し、登録内容の正確性を確保するためである。また、同一人性の確認手段として、いわゆる家族事項として、世帯を構成する者の氏名、生年月日、国籍及び続柄等を登録することとなっている。 よって、代理申請の範囲を同居の親族以外の者にまで拡大することは、登録内容の正確性の確保や個人情報の保護等の観点から困難と考える。 参考までに、住民基本台帳制度に基づく各種届出についても、代理人及び使用者による届出が可能であるが、その範囲は世帯主等と同一の世帯に属する者に限られている。 なお、単身の高齢者等入道上の理由により本人が出頭して申請できない場合には、個別に検討の上、対応することになっている。	右記提案主体からの意見につき、回答されたい。	出入国管理及び難民認定法と外国人登録法において、公正な管理という点では目的は同じであると思われる。両法で認めている代理人の違いは何を根拠にするものか。 研修や特定活動の資格で在留する外国人については、地方入国管理局における在留資格更新許可申請はほとんどの場合、代理で行われている。外国人登録法においても、出入国管理及び難民認定法で認めている代理人のうち、申請の取次の承認を受けている者で、かつ外国人本人の経営する機関や被雇用機関、研修・教育を受けている機関の職員からの申請であれば、代理人について取次免許や身分証明書を提示させることで、なりすましの申請を防ぎ登録内容の正確性が保たれないか。	C	I	出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格の変更，在留期間の更新申請は，外国人に申請が義務付けられているものではない。 一方，外国人登録法に基づく変更登録申請は，本邦に在留する外国人本人に対して一律に課されている義務であり，当該義務違反に対しては，外国人本人に刑事罰「罰金20万円」が課せられるという一身専属的な性格を有する義務である。 しかしながら，外国人及び地方自治体から，本人出頭の原則を緩和し，代理申請の範囲を拡大してもらいたいとの強い要望があったことを踏まえ，平成11年の法改正で，登録証明書の交付を伴わない申請については外国人と関係の深い同居の親族にも代理人として申請を行わせても特段の問題は生じないものと認められたことから，代理申請の範囲について拡大したものである。当該代理申請義務違反に対しては，代理申請義務者に5万円以下の過料が課せられている。 以上のとおり，申請義務者の範囲の拡大については，慎重に判断する必要がある。 なお，単身の高齢者等入道上の理由により本人が出頭して申請できない場合には，個別に検討の上，対応することとしている。							1122020	代理人の範囲を同居の親族に加え、出入国管理及び難民認定法の定める代理人に拡大する。このことにより、単身の高齢者等が変更登録申請を行うことができるようにし、本人負担の軽減を図るとともに、複数の外国人の変更登録申請の場合は一人の代理人で大勢の外国人の申請を行えるため、窓口での混雑の緩和を図り、事務の効率化がつながると思われる。	提案理由 現行法では代理人の資格を有する者は、本人に身体の故障などがない限り同居の親族に限られており、また、単身の届来者が多い外国人にとっては、現行法では代理人となることができる者が実質存在しないなど、実態にそぐわない面がある。そのため、同じ勤務先の外国人が変更申請の際に集団で来庁するため、窓口が混雑し、他の業務にも支障をきたすことが多く、対応に苦慮している。 単身者についても代理人による申請ができるようにすることで、窓口の混雑の解消により事務の効率化が図られ、事務にかかる経費も削減でき、外国人本人の負担も軽減される。 代替措置： 代理人で手続が可能な申請を、在留資格・期間の変更・更新などの既に入国管理局において許可のあった内容に限ることで、本人の知らない不正な申請を防止できると思われる。	伊勢市	法務省
0530180	特区における規制の特例措置「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」の申請要件の緩和	構造改革特別区域計画認定申請マニュアル「第7次提案に基づく（追加分）の512「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」	構造改革特区において、本邦に支店等が存在しない場合においても、一定の要件を満たす場合について、在留資格「企業内転勤」を許可することとしている。	C（一部D）	IV	本邦に入国しようとする外国企業及び当該外国企業職員について、当面として、一定程度具体的に把握しておく必要があることから、本邦に入国しようとする外国企業の特定までには至っていないものの、実際に地方公共団体が外国企業誘致に向けて調整を行っている場合については、その旨特区計画に明記することにより、申請を認めることとしているところであり、特区申請における記載事項として削除することは困難である。	右記提案主体からの意見につき、回答されたい。	本提案後に決定された本特例措置においては，「施設の提供を受ける主体が特定されていない場合には、、、当該外国企業が地方公共団体と調整等を行っていることを明記すること」となっており，外国企業と調整段階で特区認定を受けた場合、その後に新たな外国企業を誘致する度に特区計画の変更認定を受けなくても、本特例措置を受けることができると解していいか。 当該取扱いが困難な場合，本特例措置による企業誘致効果は著しく減衰される。外国企業職員の把握は，特区認定後においても在留資格の申請時に可能であり，主体が特定されていない場合でも特区申請が可能であるにもかかわらず、なお当該要件が削除できない理由を回答いただきたい。	C	IV	特区における特例措置の適用対象については，構造改革特別区域法に基づき，現行においても特区計画の変更認定を行っているものであり，本特例措置の適用対象とする外国企業を新規で追加する場合についても特区計画変更の申請が必要である。 また，本特例措置の適用に際しては，その対象となる外国企業が特定されていることが基本であり，例外的に特定されていない場合についての取扱いを本特例措置に係るマニュアルに記載しているに過ぎず，「施設の提供を受ける主体が特定されていない場合」については，特定後直ちに別表に規定する資料等の提出が必要となるものである。							1132010	当該申請要件を削除することで、当該特区における規制の特例措置の対象となる施設を特定するだけで、特区の認定を受けることが可能となり、「企業内転勤」の在留資格の取得が容易な地域として、外国企業の誘致を促進できる。	提案理由： 当該特区における規制の特例措置は、外国企業が新に当該企業の支店等を設置しようとする場合に、事業所を確保するまでの短期間、短期滞在資格しか取得していないことによる、住居の確保や携帯電話の借上げ等、長期滞在を前提とする契約等の締結に生じている不便を解消することで、企業誘致を促進する特例措置として提案されたものと思料している。しかし、当該申請要件が設けられることで、事業所の確保までの貴重な期間を特区計画の認定作業に費やさなければならず、迅速な企業活動を妨げるとともに、空白時間により企業の進出意欲を削ぎかねない。 また、該当する外国企業が特定されるまで特区計画が認定されないことから、上記のような利便を図れる特区であることをアピールして当該企業の誘致を促進することもできず、実質的に活用できない規制の特例措置となることから、当該申請要件を削除されることを提案します。	福岡県、久留米市	法務省
0530190	特区における規制の特例措置「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」の対象施設の追加	構造改革特別区域計画認定申請マニュアル「第7次提案に基づく（追加分）の512「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」	構造改革特区において、本邦に支店等が存在しない場合においても、一定の要件を満たす場合について、在留資格「企業内転勤」を許可することとしている。	C	IV	本特例措置については、本来、本邦において拠点となる事業所が確保されていることが前提であるところ、地方公共団体等がその拠点の確保につき一定の関与を行っていることを条件とし て拠点の確保が確実であるとみなし、さらに、その他の条件も満たすことにより「企業内転勤」の在留資格を許可しているものである。 具体的には、地方公共団体が議会等の議決を経て、対象施設への助成の決定や賃貸する施設の決定を行う場合について は、地方公共団体が施設の賃貸等に直接関与し、その責任を負うものと考えられることから、拠点の確保が確実であるとみなすこととしたものである。 なお、第三セクターについては、地方公共団体が2分の1以上を出資している場合については、地方自治法の規定により予算の執行の長の調査等が及ぶとともに、議会に対する経営状況の提出義務が課せられることから、地方公共団体が第三セクターの業務運営について密接な関連性を有するものであることから、本特例措置の適用対象としたものであり、地方公共団体の出資比率が2分の1を下回る第三セクターについて本特例措置の適用対象とすることはできない。	右記提案主体からの意見につき、回答されたい。その際、意見にもあるように地方公共団体の助成について、「地方公共団体の出資も含まれる」と回答が貴省よりなされており、かつ、その出資比率については、「512地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」の特例に関する基本方針別表及びマニュアルには何ら記載がなされていないことからすれば、提案は実現可能となるべきであるが、貴省見解を問う。 なお、本件はむしろ「512地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」ではなく「509外国企業支店等開設促進事業」の対応によって実現されうるべきものと考えられるが、このことを前提とすると、当該提案の場合、具体的には中小企業基盤整備機構等の独立行政法人との共同出資のため、自治体出資が1／2以下とのことである。このように、地方自治体のみならず、国の一定の関与がある独立行政法人の出資がなされているという状況を勘案し、一定の要件の下で1／2以上の出資と同等の代替措置と見なすことを前向きに検討されたい。	本提案後に決定された本特例措置を定めた基本方針決定時の貴省の「原案に対する意見」への回答では、「…施設に対して地方公共団体が出資する場合も含まれている」との回答がなされており、当方の提案については、本特例措置の地方公共団体が助成の対象として指定した施設に該当するものと考えられますが、この度の貴省の回答が対応不可との回答となっているのは何故か回答いただきたい。	F	IV	・特例措置512に関する意見募集に対する回答において「…施設に対して地方公共団体が出資する場合も含まれている。」と回答しているのは，512が，地方公共団体が外国企業に提供しようとする施設を所有していない場合を前提とした特例措置であることから，助成には出資「助成金の支出」も含まれるとの趣旨であって，提供しようとする施設に係る出資を指すものではないのでご理解いただきたい。 ・再検討要請 にもあるとおり，本提案は509により措置されるものと考えられるところ，509において地方公共団体が2分の1以上を出資している第三セクターを適用対象としているのは，前回回答のとおり，地方自治法の規定により予算の執行の長の調査等が及ぶとともに、議会に対する経営状況の提出義務が課せられるためであり，それには，特区の運営主体である地方公共団体の意向を第三セクターの業務運営に最大限反映させることができると考えられるからである。以上の主旨を踏まえ，複数の地方公共団体あるいは地方公共団体及び独立行政法人が共同出資を行って設立した第三セクターの運営主体となり，かつ，当該地方公共団体が当該第三セクターの意思決定機関を支配している場合については，地方公共団体の意向が反映されるものとして，特定事業（509）の運用に係る責任の主体を明確にする等の整理を行った上で，当該第三セクターが所有する施設を本特例措置の適用対象施設として認めることを平成18年度中に措置する。	貴省回答によれば、論点が整理され、その方向性も定まっているように見受けられるため、「A．特区で実施」、または「B．全国規模で実施」とする方向で回答されたい。	B-2	IV	平成17年9月に全国展開済みである特定事業509「外国企業支店等開設促進事業」について，複数の地方公共団体あるいは地方公共団体及び独立行政法人が共同出資を行って第三セクターを設立した際，当該地方公共団体が当該第三セクターの運営主体となっていることを前提として，当該複数の地方公共団体による共同出資の総額が2分の1以上の第三セクターであり，かつ，当該複数の地方公共団体の意思が統一され，共通の意思をもって常に当該第三セクターの意思決定機関を支配している場合や独立行政法人と共同出資を行っている当該一つの地方公共団体が第三セクターの意志決定機関を支配している場合においては，当該第三セクターの業務運営について地方公共団体の意向が反映されるものとして，特定事業（509）の運用に係る責任の主体を明確にする等の整理を行った上で，当該第三セクターが所有する施設を本特例措置の適用対象施設として認めることを平成18年度中に措置する。	1132020	助成の対象となっていなくても、地方公共団体の出資比率が2分の1を下回る第三セクターが所有する施設については、「企業内転勤」の要件である事業所が確保されたものと見なされる海外企業の新たな受入れ先として地方公共団体が指定できるようにし、海外企業の誘致を促進する。	提案理由： 当該特区における規制の特例措置にあっては、事業所の賃貸借契約を行う意思を記した誓約書等の提出による事前確認、賃貸借契約書の提出及び地方公共団体による事業開始確認等による事後確認、また、地方公共団体による不法滞在解消に向けた協力が要件とされており、事業所として使用される施設が、地方公共団体の出資比率が2分の1を下回る第三セクターが所有する程度の関与に あっても、当該外国人の事業所の確保を担保することができるものと思われることから、当該施設を当該特例措置の対象として追加することを提案します。	福岡県、久留米市	法務省
0530200	特区における規制の特例措置「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」に関する「要件」の緩和	構造改革特別区域計画認定申請マニュアル「第7次提案に基づく（追加分）の512「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」	構造改革特区において、本邦に支店等が存在しない場合においても、一定の要件を満たす場合について、在留資格「企業内転勤」を許可することとしている。	C	IV	そもそも特例措置については，地方自治体が一定の関与を行い，責任を負うことを条件として認められるものである。入国管理上必要な担保措置を求めることは必要不可欠である。 特区別表に掲げる、本特例措置の適用に係る要件3．②については，地方公共団体が議会等の議決を経て，対象施設への助成の決定等を行う際には，実際に施設を賃貸しようとする者及び当該施設において事業活動を行おうとする者の当事者双方から，その意思を確認することが不可欠であると考えられることから，書類の提出を規定しているものである。 また、要件3．④及び⑤については，外国人が在留資格に該当する活動を3ヶ月以上行っていない場合には，在留資格取消しの対象とする出入国管理及び難民認定法第22条の4の規定を受けて定めたものである。外国人の適正な在留管理の徹底を図る観点からも、同要件に規定する地方公共団体の報告、協力等は不可欠である。従って、単に要望にある審査会の意見書のみで当該要件を削除することは困難である。	提案主体からの意見に回答されたい。特に要件②については、調整段階においては暫約書等の提出は不可能なため、調整状況を示す書類の提出で足りるものと考えられるが、これにつき見解を示されたい。	外国企業との調整段階においては、要件の②は満たさずともいいと解していいか。 要件の④⑤は、外国企業にとっては規制強化であり、本特例措置の目的の外国からの投資拡大を図ることは困難と考えます。当該要件を付しても、なお貴省が当該目的に適うとお考えなのは、いかなる効果によるものかご教示いただきたい。 本特例措置は、拠点確保が不確実な段階で「企業内転勤」の在留資格を付与する特例であり、本提案では、要件③の代替施設の斡旋等を行う拠点確保を確実とするための地方公共団体の担保措置まで放棄するものではなく、企業進出意向の確認を行うことで、対日投資を確実にするものであるので、再度ご検討いただきたい。	C	IV	・②については，512のマニュアル4（4）を参照されたい。 ・対日投資 の促進という観点を考慮したとしても，偽りその他不正な手段により在留を画策するなど継続して滞在させることが好ましくない外国人の流入を阻止する必要がある。本特例措置が，本来入管法に定める在留資格要件を満たさず入国することができない外国人について，地方公共団体及び外国企業が管理者として責任をもつことにより特例として受け入れることを可能とするものである以上，当該管理者の責任を明らかにする必要があることから，④⑤の要件を課しているものである。							1132030	地方公共団体において企業誘致審査会を設置し，誘致しようとしている企業及び入国しようとする外国人が当該企業の社員であることを確認し、入国目的が当該企業の支店等の設置であることを確認する意見書を付した場合は、当該規制の特例措置の対象となる施設への入居が確実であるとみなして，「企業内転勤」の在留資格を付与し、事業所の開設準備が容易となるようにする。	提案理由： 「企業内転勤」の在留資格証明の要件である事業所の確保について，事業所への地方公共団体の関与だけでは，事業所の確保が確実とはいえず，不法滞在の要因となりうるとの判断により，当該特区における規制の特例措置については，過剰なまでの要件が付されており，十分な規制緩和の恩恵を受けることができないことから，入国目的に関し、海外優良企業誘致を積極的に促進しようとする地方公共団体が設置する企業誘致審査会において確認することにより，過剰な要件の緩和を図るようにする。 代替措置： 地方公共団体において企業誘致審査会を設置し，誘致しようとしている企業及び入国しようとする外国人が当該企業の社員であることを確認し，入国目的が当該企業の支店等の設置であることを確認する意見書を付す。	福岡県、久留米市	法務省
0530210	海外の映画、映像の製作者等に対する入国（上陸）の手続きの緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第6条及び第7条の2	在留資格認定証明書については、法務大臣が交付を行うこととされている。	C	I	出入国の公正な管理を図るために、外国人の入国・在留の許否を決定することは、国際社会における国家としての存立に関わる事務であり、また、全国的な規模、全国的な視点に立って行わなければならない施策であることから、国において権限を行使すべきものであり、当該権限を市町村に移譲することは困難である。												1135020	まちの魅力を高め、集客力の向上と地域の活性化を図るための取り組みとしてのフィルムコミッション事業の一環として、海外から精細的に映画等の撮影を誘致することより、地域の活性化、ひいては国内経済の活性化が図られる。	海外の映画、映像の製作者等が芸術の在留資格で長期にわたり日本で撮影活動を行う場合の入国（上陸）手続きを大幅に緩和し、日本における撮影活動をし易くする。	諏子市	法務省

05 法務省 (8次提案最終回答)

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0530220	就学ビザ等による高齢者介護への従事	出入国管理及び難民認定法別表第一の四「就学」の項、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	在留資格「就学」において行うことのできる活動内容は、出入国管理及び難民認定法別表の「就学」の項の下欄にあげられている。	C	I	在留資格「就学」で我が国に滞在する外国人は、そもそも本邦において教育を受けることを目的として申請を行い、在留を許可されているものであり、就労を目的として申請を行うものとは明確に区別されるべきである。また、観光目的等、「短期滞在」の在留資格で我が国に滞在する外国人についても同様に、就労を認めることはできない。	右記提案主体からの意見を踏まえ、回答されたい。 なお、留学の在留資格の資格外活動の範囲で、提案にあるような活動を行うことは可能か、回答されたい。	本市が提案した規制の特例は、外国人が事実上就労目的で入国することを認めるものではなく、「就学」の在留資格で在留する外国人に対して認められている在留資格の資格外活動（週28時間以内の就労）と同様に、資格外活動の特例を認めることを求めるものである。規制の特例の趣旨は、高齢者介護への従事という職務の特殊性に鑑みて、場合によっては、ホームステイをしながら高齢者とコミュニケーションを取る必要があることを考慮し、予め就労可能な時間を制限しないところにある。また、就労目的にならないことを担保するため、就労賃金の総額に規制をかけ、適切に対応していく。	C	I	・高齢者の介護については，介護される高齢者の安全性の確保を最優先に考えれば，介護福祉士等然るべき資格を取得するなど専門性や技術を有する者によって行われるべきであると思われることから，「就学」，「短期滞在」及び「留学」を目的として入国する外国人にそのような専門性や技術を必要とする行為を行わせることに疑問がある。 ・「本市が提案した規制の特例は、外国人が事実上就労目的で入国することを認めるものではなく」とあるが，具体的事業の実施内容において「全国的に見た場合、少子高齢化の進展により、外国人就労者の確保が必要となっているが、本特区の実現によって、外国人の就労機会を一定程度、確保することができるようになる。」として，外国人労働者を確保することを目的の一つとしており，矛盾している。「就学」及び「短期滞在」の在留資格で入国する外国人を就労者として取扱うような措置をとることはできない。「留学」の在留資格で入国する外国人についても同様である。	右記提案主体の意見に回答されたい。	本市が提案した規制の特例は、高齢者介護に関して、専門的な職務に従事させることを目的とするものではない。具体的事業の実施内容にもあるとおり「高齢者の生活のサポート（具体的には、話し相手、家事手伝い、介助等を有償で行うことなど）」に従事できるように認める。また、具体的事業の実施内容において、外国人の就労機会の確保を挙げているのは、あくまでも効果として予想される内容である。すなわち、将来にわたって、日本社会において外国人の就労機会を確保する必要があった場合に、本市における規制の特例が役立つ可能性があることを示唆するに過ぎず、外国人が事業上就労目的で入国することを認めるものではない。	E（一部C）	I	・専門性や技術を必要とする行為にはあたらない話し相手や家事手伝いをアルバイトとして行うのであれば，現行においても，留学生及び就学生が，資格外活動許可を取得した上で行うことは可能である。ただし，在留資格「短期滞在」で在留する者は就労活動を行うことはできない。	1135080	就学や観光ビザによって、既に我が国に入国している在留外国人に対し、在留資格の特例を設け、高齢者の生活のサポート（具体的には、話し相手、家事手伝い、介助等を有償で行うことなど）に従事できるように認める。その結果として、以下の効果が予想される。（1）日本の高齢者と在留外国人の交流の機会が増加することによって、高齢者の生きがい対策につながる。（2）全国的に見た場合、少子高齢化の進展により、外国人就労者の確保が必要になっており、全国に先駆けて、高齢者の生活をサポートできる担い手を積極的に確保する必要がある。また、全国的に見た場合、少子高齢化の進展により、外国人就労者の確保が必要になっており、全国に先駆けて、高齢者の生活をサポートできる担い手として外国人を迎えることにしたい。 代替措置： 外国人であっても、高齢者の生活をサポートできる担い手となることができるように、日本語運用能力の判定を適切に行い、事前登録制を実施する。	瑞子市	法務省 厚生労働省
0530230	短期的に滞在する外国人研究者の活動の場を広げるための資格外活動の許可	出入国管理及び難民認定法第19条	在留資格「短期滞在」については、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことは認められていない。	C	I	本邦において収入を伴う事業を運営する活動や継続して報酬を受ける活動を行う場合には、当該活動内容に係る在留資格の申請を行うべきであり、本邦に短期間滞在し、かつ報酬等を得る活動に従事しない活動を内容とする「短期滞在」の在留資格とは明確に区別されるべきである。	右記提案主体からの意見を踏まえ、付随的な講演等に限定したり、主催者が証明を行うことを条件とすることで、短期滞在資格による在留が認められないのか、検討されたい。さらに、貴省回答によれば、提案の活動について「本邦に短期間滞在し、かつ報酬等を得る活動に従事しない活動を内容とする「短期滞在」の資格とは明確に区別されるべきである」とあるが、他の在留資格において提案の活動を認める場合であっても、提案の趣旨を踏まえ、実態上の問題として短期的な滞在であるにもかかわらず申請に長期間を要するなど実務上の不便にどう応えるのか（例えば、「教授」「研究」資格であっても短期の滞在であれば招聘状等の提出などの代替措置により手続きを簡素化するなど）について検討されたい。	国際会議や学会等で「短期滞在」資格により来日する多くの研究者等の活用を図ろうとするのが当提案の趣旨であり、付随的に講演等を依頼するがために、他の資格での入国を求めるのは招聘者に対して必要以上の手続きを負担させるものであり、所期の目的は達成できない。特例措置は学者、研究者、文化人等が学術・文化の普及啓発を目的とした活動（講演会等）を行う場合のみに限定しており、また、主催者が証明を行うことを条件とすることで、就労目的を偽装して「短期滞在」で入国する弊害の予防は可能。	C	I	・「区別」とは，我が国で行おうとする活動に対し報酬が支払われるのであれば当該活動は就労活動であって，そもそも「短期滞在」の在留資格をもって行う活動には該当せず，当該就労活動を行うための然るべき在留資格を取得すべきとの趣旨である。「短期滞在」の在留資格は，観光，商用等を目的とする短期の滞在に限って特例的に簡易な審査をもって入国の可否を決定することしているものであって，他の在留資格に係る入国審査を「短期滞在」の在留資格の利便性に合わせるために簡素化することはできない。また，在留資格は，その入国目的及び我が国で行おうとする活動の内容等を総合的に判断して決定されるものであって，滞在予定期間により判断されるものではない。 ・入管法施行規則第19条の2では，催物への参加，映画又は放送番組への出演その他これに類似する活動に対する謝金等既時の報酬は資格外活動の対象となる報酬には含まれないとしている。謝金については金額の定めはなく，当該外国人の実績，当該外国人に対して通常支払われている謝金の金額，我が国において行おうとする活動内容等を勘案して適当と考えられる金額であればよい。なお，当該講演活動が，入管法第19条にいう「業として･･･活動」にあたるかどうかは，反復継続して又は反復継続する意思を有して行うものであるかなど当該外国人の入国目的及び実際に我が国において行おうとする活動の内容を含め総合的に判断されるものである。	提案主体意見につき回答された い。	「短期滞在」の資格で在留する場合の講演活動が、資格外活動の対象となるかどうかについての判断は、個別事案ごとに総合的になされるものであると承知するが、例えば週1回程度、反復継続して当該外国人に対して支払われている謝金を受け取って講演活動を行うことは、資格外活動の対象には当たらないと考えて良いか確認したい。	C	I	・本質問は，個々人の立場で当該講演が全国各地の国際会議等に出席する際に付随的に開催されるものなのか ＜経済的社会的効果＞＜プロジェクトとの関連＞＜プロジェクトの区域として想定している地域の特性＞については別添資料に記載	1144010	大学、研究機関等が招聘した学者、研究者等（「短期滞在」の在留資格で入国）による、継続的な公園、パネルディスカッション、教育活動等の実施 ＜経済的社会的効果＞＜プロジェクトとの関連＞＜プロジェクトの区域として想定している地域の特性＞については別添資料に記載	＜提案理由＞　特に優秀な人材の地域での活動に係る規制を緩和することにより、海外から優秀な研究者等を招致し、収入を伴う教育・研究活動を展開しながら、当該研究者等を中心として、研究や教育、シンポジウム等の活動が幅広く実施されることで、地域との交流を推進する中から、新たな文化、学術等の創造の機会を創出するため、講演等により、継続的に報酬を受ける活動を行うには、他の資格（「教授」「研究」「教育」等）を取得しなければならないが、それらの申請には長期間を要し、来日予定が直前まで確定しない場合が多く、かつ短期的な滞在となる国際会議や学会等での在留資格としては適しておらず、「短期滞在」での入国となるため、滞在期間の活動が制限されてしまい、活発で自由な活動の妨げとなっている。	KYOの海外人材活用推進協議会	法務省
0530240	留学生がインターンシップに従事する場合の資格外活動許可の緩和	出入国管理及び難民認定法第19条、別表第一の四「留学」の項	在留資格「留学」において行うことのできる活動内容は、出入国管理及び難民認定法別表の「留学」の項の下欄にあげられている。	C	I	留学生はそもそも勉学の修得を目的として入国・在留しているものであり、就労を目的としているものではなく、これ以上資格外活動許可の要件緩和を行うことはできない。 また、週28時間は通常の労働者の勤務時間の約3分の2に当たり、これ以上就労を認めるのであれば、労働者の受入れ問題として考えるべきものである。	右記提案主体の意見に回答されたい。なお、資格外活動の上限を28時間とする根拠につき、通常の労働者の勤務時間の約2／3にあたり、これ以上であれば労働者受け入れ問題として考えるべき旨別提案での回答があるが、なぜ2／3か、その根拠を教示されたい。また、40時間以上が通常の労働であるとするならば、例えば28時間以上40時間未満の範囲で規制緩和できないものか、検討されたい。	インターンシップは就労そのものではなく、その準備段階であるとともに、学業の性格も併せ持つ、学業の一環であり、修学目的を阻害するものではない。現行でも、大学が休みの夏、冬、春季は週28時間を超える資格外活動が認められているが、企業活動の実態に合わせた期間設定が必要との考えから、夏、冬、春季に限定をしない年間を通しての運用を求めるものであり、インターンシップに従事するトータルの時間数は現行認められている範囲(年間通じて週28時間以内)におさめるように設定、又、当制度の対象は単位を十分に取得して就職活動に専念できると大学が認めた者であり、修学目的が阻害される弊害を防止。	C	I	・原則，労働者は最大1日8時間（休憩時間を除く，残業時間は含む，1週40時間以内。）就労することができる。資格外活動はその本来の在留資格に基づく活動を阻害しない範囲において許可されるものであるところ，少なくとも労働者の最大労働時間である1日8時間の1／2以上は本来の活動に充てられるべきと考えられることから，1日最大4時間として換算し，7日間働いても1週40時間以内という制限も満たすことから，1週28時間以内としているものである。 ・大学の休暇期間中の資格外活動については，外国人	提案主体意見につき回答された い。	大学の休暇期間中は、修学の基礎となる大学の授業等がないという特別な事情を勘案して資格外活動が許可されるのであれば、単位を順調に取得し、就職活動に専念することが可能な卒業予定者については、これを特別な事情として勘案の上、休暇期間外に週28時間を超える資格外活動が認められても差し支えないものと思われるがどうか。	C	I	・個々の外国人留学生が，単位を順調に取得し，就職活動に専念することが可能な卒業予定者かどうかは個別の事情であり，特区として措置することは困難である。前回回答のとおり，資格外活動はその本来の在留資格に基づく活動を阻害しない範囲において許可されるものであるから，現行においても，個別の事案において，当該外国人が単位を順調に取得し，就職活動に専念することが可能な卒業予定者であることも含めて総合的に判断を行っているものである。	1144020	長期有償型インターンシップの実施　＜経済的社会的効果＞＜プロジェクトの関連＞＜プロジェクトの区域として想定している地域の特性＞については別添資料に記載	＜提案理由＞海外人材のインターンシップを効果的に行えるようにすることで、海外人材（留学生）がより充実した教育機会を得ることが可能となり、また、企業等への円滑な就職を促進するとともに優秀な海外人材の確保を可能とし、海外人材を地域発展の原動力として「世界に開かれた京都府」の実現を目指していくため。　＜代替措置＞については別添資料に記載	KYOの海外人材活用推進協議会	法務省
0530250	海外からのインターンシップ受入に対する「留学」資格の付与	出入国管理及び難民認定法第19条、別表第一の四「留学」の項	在留資格「留学」において行うことのできる活動内容は、出入国管理及び難民認定法別表の「留学」の項の下欄にあげられている。	C	I	留学生は勉学の修得を目的として入国・在留しているものであり、就労を目的としている在留資格とは区別されるべきものである。従って、そもそも就労を認めていない「留学」の在留資格の活動内容に、就労に該当する活動を含めることはできない。	右記提案主体の意見に回答されたい。	本件が目標としているインターンシップは大学の単位認定の対象となる授業の一部であり、就労を目的とするものではない。欧米諸国に見られる人材開発戦略型のインターンシップ制度であり、大学自らが行う大学での講義とセットで実施される教育・研究活動の一環であり、大学による適正な管理が可能である。（別紙補足資料参照）	C	I	単位修得の一環として行われるものであっても、我が国における実質的な活動内容が企業における就労活動であって、企業側も即戦力の社員として受け入れるのであるから，就労活動を行うための然るべき在留資格をもって在留すべきである。窓口を大学としていることのみを持って「留学」の在留資格に該当するということはできない。	提案主体意見につき回答された い。	インターンシップ活動はあくまで大学の単位取得を伴う、産学協同による教育の一環として行われるものであり、企業側も即戦力という側面だけでなく、企業の国際化や国際的な人材育成に寄与するという観点からも受入を行っている中、大学教育の一部であるインターンシップ活動の趣旨・目的を勘案すれば、インターンシップ活動は「留学」の在留資格に該当する活動として位置付けても差し支えないものと考えられる。	C	I	・在留資格は，実際に我が国で行おうとする活動の内容によって決定されるものである。したがって，前回回答のとおり，本提案については，外形的には単位修得の一環として行われるものであっても，実際には，企業側に即戦力の社員として受け入れられて実際の業務を行うものであり，我が国における実質的な活動内容は明らかに企業における就労活動であるから，就労活動を行うための然るべき在留資格をもって在留すべきであって，就労活動を行うことができない「留学」の在留資格の活動内容として当該活動を位置付けることはできない。	1144030	海外から直接留学生を受け入れる形でのインターンシップの実施　＜経済的社会的効果＞＜プロジェクトとの関係＞＜プロジェクトの区域として想定している地域の特性＞については別添資料に記載	＜提案理由＞　海外人材のインターンシップを効果的に行えるようにすることで、優秀な海外人材の確保を可能とし、海外人材を地域発展の原動力として「世界に開かれた京都府」の実現を目指していたため。	KYOの海外人材活用推進協議会	法務省
0530260	卒業後に「短期滞在」の資格を有する者が企業の試験的採用に従事する場合の資格外活動の許可	出入国管理及び難民認定法第19条、別表第一の三「短期滞在」の項	在留資格「短期滞在」については、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことは認められていない。 また、資格外活動として包括的に週28時間以内の就労活動を行うとして申請を行うことができる。	C	I	留学生はそもそも勉学の修得を目的として入国・在留しているものであり、就労を目的としているものではなく、これ以上資格外活動許可の要件緩和を行うことはできない。 また、試験的採用とはいえ、週40時間の就労であれば、通常の労働者の勤務時間に当たり、このような労を認めるのであれば、労働者の受入れ問題として考えるべきものである。	右記提案主体の意見に回答されたい。	卒業後においては、在留資格を「留学」から「短期滞在」に切り替えており、勉学に支障が生じることはなく、また本件制度は、新卒者の就職活動を円滑にするものであり、制度の趣旨にかなうものと考える。試験的採用は就労に向けた臨時的な採用であり、また、期間も卒業後180日以内に限定することから、この間は卒業大学の証明により適正な管理が可能である。企業側としてもその適性を判断した上で採用できるメリットがあり、採用不可となった場合、「短期滞在」の期間満了をもって帰国となるため、より幅広い人材登用と不法就労の防止が図れる。	C	I	・試用期間とは，問題がなければ正式雇用することを前提とした労働契約が締結された上で試用期間が設けられているものと考えられるから，当該契約をもって就職活動を行う外国人の在留資格を然るべき就労資格へ変更させることが適当である。	提案主体意見を踏まえ、柔軟な対応につき再度検討し回答された い。	「採用前の試験的採用」は、「採用後の試用期間」とは性格が全く異なり、在留資格を就労資格へ変更させることを可能とする契約（採用内示、採用決定）がないことを前提とし、問題があれば期間満了時に企業としても雇用を解除でき、ミスマッチを未然に防止することができる。一方、新卒者にとっては、限られた短期滞在期間中の求職活動をより効果的なものとすることができる。	C	I	・労働契約を結ぶこともできないまま実際の業務に従事させられ、更に、企業側の判断で不採用を通告できるといった非常に不安定な状況で外国人を在留させることを可能とするような措置をとることはできない。	1144040	企業による卒業後の留学生の試験的採用の実施　＜経済的社会的効果＞＜プロジェクトとの関係＞＜プロジェクトの区域として想定している地域の特性＞については別添資料に記載	＜提案理由＞卒業後の留学生を試験的に雇用することで、企業等への円滑な就職を促進するとともに、優秀な海外人材の確保を可能とし、海外人材を地域発展の原動力として「世界に開かれた京都府」の実現を目指していくため。 ＜代替措置＞については別添資料に記載	KYOの海外人材活用推進協議会	法務省